

事業計画

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の515地区海岸（堤防・護岸延長約300km）のうち、428地区海岸^{※1}（約190km^{※2}）で被災。青森、茨城、千葉各県の468地区海岸のうち、43地区海岸で被災。

※1 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径20km圏内）を除く。

※2 航空写真による概略調査によるものである。

- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約50km）について応急対策を実施し、平成23年末までに完了。

- ③ 新計画堤防高については、平成23年8月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9月9日に宮城県、10月8日に福島県、9月26日及び10月20日に岩手県が公表済み。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

- ・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
- ・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

- ④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。

- ⑤ 本復旧工事については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成24年度末を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての地区海岸（471地区海岸）において、復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・約2割の地区海岸（76地区海岸／471地区海岸）において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑧ 平成24年度の成果目標

約6割の地区海岸（299地区海岸／471地区海岸）において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

また、国施工区間（代行区間を含む）の内、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約5km）において本復旧工事の完了を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等9水系2, 115箇所（東北地整管内：1, 195箇所、関東地整管内：920箇所）については、平成23年7月までに1箇所*¹を除き応急対策が完了。平成24年3月末時点で、9水系1, 791箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了。

県・市町村管理区間では、全箇所*²の災害査定を完了し、1, 103箇所*³で災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い141箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。本復旧については、設計・地元調整等の施工準備が整った707箇所着手済みであり、うち396箇所を平成23年度内に完了。

- ② 国管理区間の堤防で被災した箇所について、本復旧が終わっていない残りの8水系324箇所について、堤防設計等の施工準備が終了した箇所の本復旧工事に順次着手。平成24年出水期（6月頃～）までに、2箇所*^{1, 4}を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。

県・市町村管理区間については、平成24年度に、新たに304箇所本復旧に着手予定（累計1, 011箇所）。また、平成24年出水期（6月頃～）までに170箇所（累計566箇所）、さらに、平成24年度内に373箇所（累計939箇所）で本復旧完了予定。

- ③ 津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施するとともに、堤防において液状化のおそれがある箇所は対策を実施。

- ④ 震災前に比べ堤防等が脆弱になっていること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

- ⑤ 平成23年度における成果

○ 国管理区間

堤防で被災した箇所のうち、

- ・平成24年3月末までに、9水系1,791箇所については本復旧を完了。残り8水系324箇所のうち288箇所についても本復旧工事に着手。
- ・平成24年出水期（6月頃～）までに、残り8水系324箇所についても2箇所*1,4を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。

※北上川等5河川の河口部の河川堤防については、新たな海岸堤防高との整合を図りながら、河川堤防高の設定（案）を作成し、関係市町に提示。

○ 県・市町村管理区間

- ・全箇所（1,103箇所）で災害査定を完了。
- ・707箇所（全体の約64%）で本復旧に着手。
- ・396箇所（全体の約36%）で本復旧を完了。

⑥ 平成24年度の成果目標

○ 国管理区間

- ・堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、2箇所*1,4を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

※津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備するとともに、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化や堤防の液状化のおそれがある箇所の対策を逐次実施。

○ 県・市町村管理区間

- ・新たに、304箇所で本復旧に着手予定（累計1,011箇所（全体の約9割））。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：全体の約5割（累計566箇所／全1,103箇所）
平成24年度末まで：全体の約9割（累計939箇所／全1,103箇所）

※河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備

*1 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区（H24.3までに完了）。工事発注の準備が整い次第、復旧工事に着手予定。

- * 2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。
- * 3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる
- * 4 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路（兼用）として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。調整が整い次第、復旧工事に着手予定。

（これまでの技術指針の策定状況等）

取組み	内容
河川への遡上津波対策に関する緊急提言 <u><河川津波対策検討会></u> (H23/8/22)	被災河川における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方について緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000376.html
東日本大震災における河口堰・水門等の復旧に向けての緊急提言 <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会 ></u> (H23/5/30)	被災した河口堰・水門等について、復旧未了のまま出水期を迎えるにあたって留意すべき事項、及び出水期明けに行われる本復旧に向けて考慮すべき事項に関して緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会></u> (H23/9/30)	堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について、今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項に関して提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き <u><河川・海岸構造物の復旧における景観検討会 ></u> (H23/11/11)	東日本大震災からの河川・海岸構造物の復旧にあたって必要となる具体的な景観への配慮事項、配慮方法を緊急的かつ一体的にとりまとめ、国、県等による河川・海岸構造物復旧における景観への配慮を支援するもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000426.html

3. 下水道

- ① 被災した1都10県の下水管642kmのうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成23年5月までに完了。復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。
- ② 被災した東北地方太平洋沿岸を中心とする下水処理場120箇所のうち、97箇所は本年1月までに通常処理まで復旧済みである。また、太平洋沿岸部にある東北3県の処理場のうち、津波による機械電気設備等の損壊等を受け、かつ、汚水が発生して処理の必要がある12箇所全てにおいて応急的な処理を既に開始している。壊滅的な津波被害を受けたために汚水発生のない2箇所については、復興計画の中で検討していく。福島第一原子力発電所から半径20km圏内にある9箇所のうち3箇所において、復旧に向けた調査を実施中。
- ③ 平成23年度における成果
平成23年11月時点で、汚水が発生し処理の必要があった14箇所のうち、平成23年度末までに6箇所で中級処理以上の処理を開始（うち2箇所は本復旧済、2箇所は通常処理レベルの応急対応）
- ④ 成果目標 平成24年度
本復旧が必要な12箇所について、平成24年度末までには、甚大な被害を受けた仙台市南蒲生浄化センターを除き、全箇所において通常処理を開始。仙台市南蒲生浄化センターでは、平成24年1月に中級処理を開始しており、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。

4. 交通網

(1) 道路

- ① 高速道路については、平成23年4月28日までに福島第一原子力発電所警戒区域（常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC）を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成24年12月までに本復旧を完了予定。警戒区域内の常磐自動車道については、関係省庁による合同チームにおいて放射線対策を検討しており、年間20ミリシーベルト未満の区域では、東日本高速道路株式会社が平成24年3月に工事に着手したところであり、年間20ミリシーベルト以上の区域では、環境省が平成24年3月に着手した除染モデル事業の結果を踏まえ工事を進める。
- ② 直轄国道については、平成23年4月10日までに概ね復旧し、7月10日までに広域迂回解消済み。平成24年度末までに、大規模な切土・盛土法面崩落区間含め、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了予定。なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。
- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。
- ④ 復興道路、復興支援道路の整備のうち、三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の未事業化区間については、平成23年度第三次補正予算において事業化し、順次、測量、設計説明会、用地幅杭の設置に着手。平成24年度以降は、用地調査等を経て、用地買収を進め、順次工事へと移行。
- ⑤ 津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄道

I. 旅客鉄道

- ・ 震災直後、76路線が被害を受け、運休となったが、これまでに68路線が既に運転を再開。
 - ・ 残る三陸鉄道とJR6路線については、以下のとおり復旧を図る方針。
- ① 現行ルートでの復旧を図るもの（三陸鉄道）
 - ・ 三陸鉄道については、現在、不通となっている区間について、復旧工事を行っ

ており、平成26年4月頃に、北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込み。

② 現行ルートの変更も含めたまちづくりと一体となった復旧を図るもの（沿岸部のJR東日本の被災6路線）

- ・ 山田線、大船渡線、気仙沼線については、沿線地方公共団体が、市街地の移転等と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、JR東日本が津波に対する鉄道の安全確保等の観点から検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。

このうち、気仙沼線については、BRTによる仮復旧の見込み。

石巻線の^{わたのは}渡波～女川駅間については、女川駅を除いて平成25年度初の運転再開を目指す。

仙石線については、ルート移設等により、平成27年度のうちに全線運転再開を目指す。

常磐線の相馬～亘理駅間については、ルート移設等により、鉄道工事着手から3年程度で運転再開の見込み。

II. 貨物鉄道（臨海鉄道等）

- ・ 震災直後、貨物列車専用の路線については、7鉄道事業者の路線が被害を受け、運休となったが、これまでに八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道及び神奈川臨海鉄道の全線が既に運転を再開しており、仙台臨海鉄道についても一部区間を除き運転再開済み。
- ・ 現在、2鉄道事業者で不通区間が残っているが、仙台臨海鉄道については平成24年9月頃までに、JR貨物（石巻港線）については、平成24年12月頃までに全線で運転再開の見込み。

(3) 空 港

【復旧関係】

- ・ 平成23年9月25日に、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了するとともに、10月1日には空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開し、空港機能は概ね復旧が完了した。
- ・ 仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設については、引き続き、順次復旧を実施。

【復興関係】

- ・ 空港施設の耐震化を実施するとともに、津波による被害から早期復旧するための対策の検討等を行い、地震発生及び津波襲来による被災時に最低限必要な空港機能を確保する。

(4) 港 湾

- ① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。このため、各港において航路啓開等を実施するとともに、コンテナ等基幹的輸送を担う施設や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。
- ② 本格復旧にあたっては、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、平成23年8月中旬までに被災各港湾において、重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように復旧を進めている。
- ③ 平成24年3月31日までに、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む21港の公共岸壁373バース（水深4.5m以深）のうち、290バース（78%）が、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ④ 平成24年度 成果目標
臨海部のみならず内陸部も合わせた被災地域の産業の空洞化を防ぎ、地域の復興を実現するため、産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成24年度内で復旧を完了するとともに、復旧に期間を要する施設（防波堤）についても、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進める。

8. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を進める。
災害公営住宅については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅の整備や管理に対し支援する。
- ② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援する。
- ③ 不良住宅が密集する地区については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅地区改良事業等を実施する。

9. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転・区画整理等

- ・ 広範かつ甚大な被害（津波による被災市街地面積約11,900ha、被災家屋数約21万9千棟）を受けた市街地の復興に対応するため、平成23年度第三次補正予算において、それぞれの地域のニーズに的確に対応することが可能な事業手法（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等）の制度創設、拡充を実施。
- ・ 当該制度等を活用しつつ、各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、計画に位置付けられた防災集団移転・区画整理等を推進する。

(2) 被災した造成宅地について

- ・ 平成23年度第三次補正予算において、盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応する事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業）を創設。
- ・ 被災宅地危険度判定の結果や被災状況に係る詳細な調査結果等を踏まえ、被災した造成宅地についての滑動崩落対策を推進する。
- ・ 自然斜面を対象としている「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、特例措置として震災により転倒、倒壊、クラックが発生する等の被害が生じた宅地擁壁等の人工斜面を対象に加える等採択要件を緩和。

10. 土砂災害対策

① 平成23年8月末までに、震度5強以上を観測した市区町村における約30,000箇所の土砂災害危険箇所の点検及び必要に応じ土のう積みや観測機器の設置等応急対策を完了。

② これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所^{※1}の緊急的な土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に対策を概ね完了予定。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所で重要な保全対象を有する24箇所の土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に緊急的な対策を完了予定。

このほか、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、概ね5年間を目途に必要な箇所（平成24年度は4箇所）の対策を逐次完了させることを目標とする。

③ 震度5強以上を観測した17都県241の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用した。その後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の見直しを実施してきており、平成24年4月1日時点で6県101市町村において東日本大震災にかかる暫定基準の運用を継続している。

④ 平成23年度における成果

- ・ 18箇所に加え新たに23箇所について緊急的な土砂災害対策に着手。
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策に着手。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・ 41箇所^{※1}の緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。

※1 平成23年に着手した18箇所に加えて、小規模であるが地域防災上重要な23箇所についても事業着手したところ。

1.1. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

- ・ 湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、本年6月28日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

- ・ 仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。
- ・ 特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺について、県管理の河川において排水機場等の整備に着手する。

(2) 液状化対策

① 液状化に関する研究及び技術開発の推進

- ・ 平成23年8月に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。
- ・ 上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

② 公共インフラにおける再発防止

- ・ 河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③ 公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進

- ・ 平成23年度より、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施。
- ・ 平成23年度第三次補正予算において、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援するための新たな制度として液状化対策推進事業を創設。
- ・ 当該制度等を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。